職業紹介優良事業者認定制度

認定事業者 活用ガイド

厚生労働省委託事業
職業紹介優良事業者認定制度 協議会

令和7(2025)年4月1日 現在

目次

０１．はじめに

０２．職業紹介優良事業者認定制度
（１）認定制度の目的
（２）申請条件
（３）審査基準（必須基準・基本基準）

０３．認定事業者の検索方法
（１）認定事業者名・サービスブランド名で検索する
（２）エリアから探す
（３）業界から探す
（４）職種で検索する
（５）↻取得回数から探す

０４．検索結果一覧ページの見方

０５．認定事業者詳細ページの見方

０６．一括問合せ機能の活用方法

０７．制度に関するお問合せ窓口

０１．はじめに

この活用ガイドは、

人材の採用をご検討されている法人或いは施設のみなさまに、

適正な職業紹介サービスを提供していることを認定された職業紹介事業者をご活用いただくことで、

人材採用の一助となることを願い作成いたしました。

ぜひご参考にしていただけると幸いです。

厚生労働省委託事業

職業紹介優良事業者認定制度 協議会

０２．（１）認定制度の目的

職業紹介優良事業者認定制度は、法令遵守および採用・定着/マッチングについて一定の基準を満たした事業者を認定することにより、**求職者が安心・安全な事業者を選択**し、**求人者が取引先選定の基準とする**ことによって、**職業紹介事業の健全な競争と求人者と求職者の適切なマッチングの促進**を目的としています。

認定を希望する職業紹介事業者の事業について、**協議会が認定する審査員による審査**（**書類審査・実地審査**）を行い、その結果について認証委員会・協議会での審議を経て認定付与の可否を決定いたします。

認定を付与された職業紹介事業者には、認定証と認定マークを利用する権利が与えられ、事業運営においてそれらをPRすることで、**提供するサービスの品質において非認定事業者との差別化を図る**ことが出来ます。

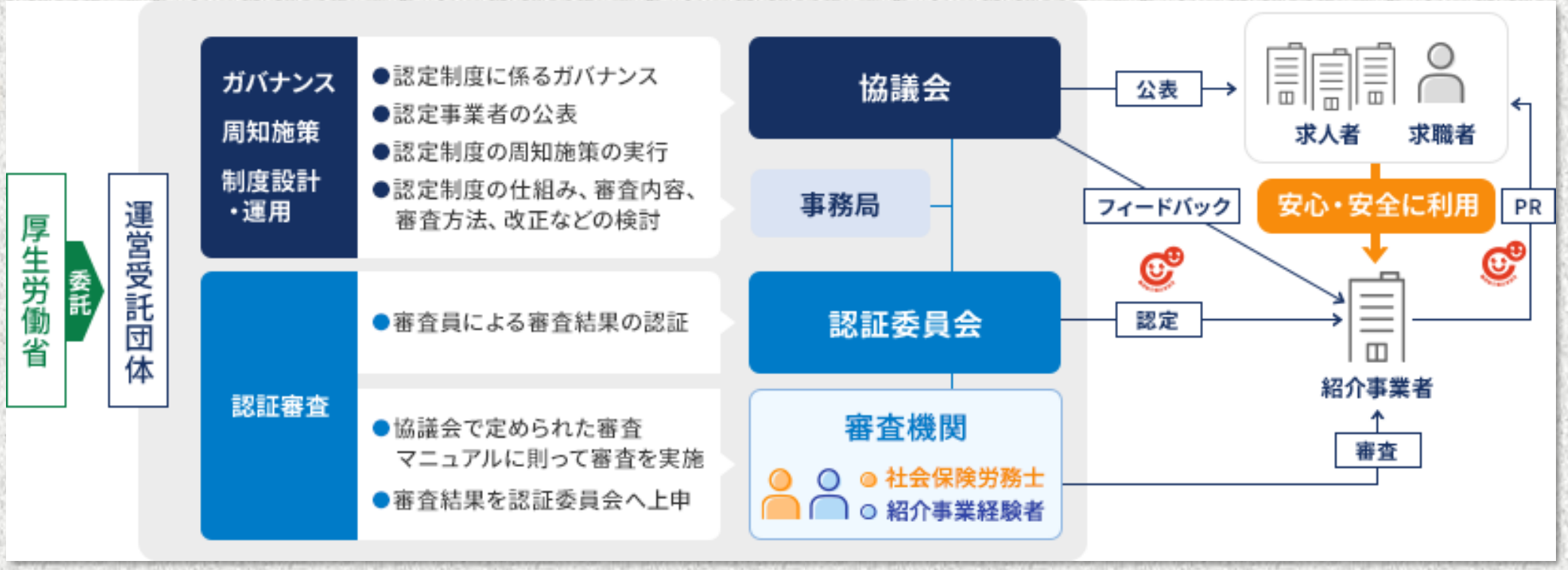

０２．（２）申請要件

申請条件

・直近2年間（※）において職業紹介事業者としての就職実績が、「常用雇用（無期雇用または4カ月以上の有期雇用）」について毎期10件以上、または、「臨時または日雇」について毎期1000万円以上あること。
※更新の場合は、直近認定期間3年間のうち2期以上について要件を満たしていること。
・誓約事項7項目、申告事項9項目すべて満たしていること。

誓約事項

1.	法令を遵守すること。
2.	認定制度の実施に関し、審査員及び受託運営事務局による必要な調査・確認の求めがあった場合には真摯に応じること。
3.	協議会及び受託運営事務局に対して、求人者・求職者からの苦情に関するフィードバックや対応についての回答の求めがあった場合には真摯に応じること。
4.	認定基準に関わる事項について、認定時の状況に変更がある場合には、速やかに受託運営事務局に申し出ること。
5.	社名変更、合併、分社化等が行われた場合には、遅滞なく受託運営事務局に届け出ること。
6.	反社会勢力との関わりが無いこと。
7.	法令に違反する求人者等からの求人に関しては、受け付けないよう措置を講じていること。

申告事項

1.	労働関連法令及び職業紹介事業に関連する法令を遵守していること。
2.	求職申込みの勧奨にあたり、求職者に金銭等（いわゆる「お祝い金」など）の提供をしていないこと。
3.	自らの紹介により就職した者（無期雇用）に対し就職した日から２年間、転職の勧奨を行っていないこと。
4.	求人者及び求職者の意向に沿わない過度の営業活動・勧奨行為は行っていないこと。
5.	職業安定機関その他公的機関等と関係を有しない職業紹介事業者の場合、求人者及び求職者等にこれらと誤認させる名称を用いていないこと。
6.	受理していない求人を自社で受理した求人であるかのようにウェブサイト等で掲載していないこと。また、ハローワークの求人をウェブサイト等に掲載する場合には、ハローワークの求人である旨を明記していること。
7.	求職者の要配慮個人情報は、本人の同意を得ないで取得していないこと。また、求人の業務遂行に必要がない限り取得していないこと。
8.	都道府県労働局から職業紹介事業に関し、職業安定法に基づく是正指導を受けていないこと。もしくは、過去に受けた是正指導については是正済みであること。
9.	その他本制度の趣旨に照らして問題となる事実は存在しないこと。

０２．（３）審査基準（必須基準・基本基準）

審査基準

申請要件に加え、下記の審査基準を一定以上満たしている必要があります。
具体的には、**必須19項目は全基準**、**基本11項目は9項目以上**を満たしていることが要件となります。

必須	審査基準
1.手数料の公表	実際に適用した手数料率を公表していること（例：職種別平均手数料率、手数料率の実績値の上限と下限等）。
2.返戻金制度	返戻金制度を設けていること、及びその具体的な内容（例：在籍月数と返金率、返戻する場合の条件等）を明示していること。
3.金銭等の提供	求職申込みの勧奨にあたり、求職者に金銭等（いわゆる「お祝い金」等）の提供をしていないこと。
4.転職勧奨	自らの紹介により就職した者（無期雇用）に対し就職した日から２年間、転職の勧奨を行っていないこと。
5.広告・営業	①虚偽表示、及び一般的・客観的に誤解・誤認を生じさせるような広告表現・名称の使用等を行っていないこと。 ②求職者に対し、転職活動を濫りに助長するような不適切な広告表現・広報活動を行っていないこと。 ③求人者に対する営業広告等の際は、入社決定後に成果報酬がかかることを明記し、「初期費用無料」の過度な強調など、誤解を招く表記を行っていないこと。 ④求人者、求職者の意向に沿わない過度の営業活動を行っていないこと。
6.求人の受付・労働条件の明示	①求職者に対し、従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を求人者より入手し、可能な限り速やかに明示していること。 ②労働条件の明示にあたって、虚偽表示、及び一般的・客観的に誤解を生じさせるような表示を行っていないこと。 ③求人内容は法令遵守していることを確認していること。 ④求人者、求職者の情報は定期的に情報が最新であるか確認すること。また、求人者や求職者の情報の時点を明示していること。

必須	審査基準
7.個人情報保護	①求職者の個人情報を収集する際には、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を、ウェブサイト等に掲載するなどして、明らかにしていること。 ②求職者の要配慮個人情報は、本人の同意を得ないで取得していないこと。また、求人の業務遂行に必要がない限り取得していないこと。 ③求職者の個人情報を求人者に伝達する際は、求職者の同意を得た上で適切に行っていること。
8.管理体制・苦情対応	①紹介に際し、求人者、求職者が速やかに苦情の申出ができるよう、具体的な苦情の受付窓口（連絡先）を明示していること。 ②苦情を受けた場合は、事実確認の上、適切かつ真摯に対応を行っていること。 ③組織規模等に応じた内部統制・管理体制が確立されており、外部関係機関（弁護士、社会保険労務士、業界団体等）との連携がとれていること。
9.是正指導	都道府県労働局から職業紹介事業に関し、職業安定法に基づく是正指導を受けていないこと。また、過去に受けた是正指導については是正済みであること。

基本	審査基準
1.対「求職者」	①求人者に可能な限りの就業実態等（育休制度の取得実態、月平均所定外労働時間の実績等）の情報開示を求め、その内容を求職者に適正に伝えていること。 ②入社後に活躍するために求職者のキャリア、志向、希望の勤務時間や曜日・勤務場所等の制約等を把握した上で、適した就業先の紹介を行っていること。
2.対「求人者」	①求人者に対する営業広告やDM送付内容には、有料職業紹介サービスである旨、及び、職業紹介事業者の許可番号を明記していること。 ②求人者に対する営業広告メール、FAX等のDM送付時は、配信停止方法を明示していること。 ③求人者からの求人申し込みは、電話だけではなく、書面、FAX、メールで受け付けていること。 ④求人者に対する手数料率を含むサービス提供条件は、求人者に充分説明し理解を得た上で、契約締結により事前合意していること。
3.マッチング・サポート	①求人者の採用背景、経営方針・理念、組織・人員体制等についても求人者からの情報開示に基づき的確に把握し、求人者の求める人材像を理解して求職者に伝えることによりマッチングの精度を高めていること。 ②選考状況を遅滞なく把握・伝達し、求人者・求職者双方に適切な意思決定ができる支援をしていること ③一定期間経過しても応募のない求人・求職者に対して、状況を把握・分析し、フォロー(経過説明等)をしている
4.従事者教育	①職業紹介従事者の知識・スキル向上に向けた教育・研修の充実を図っていること ②職業紹介責任者は、苦情事案の発生防止等のために自社の従事者の教育を定期的に行っていること

０３．（１）認定事業者名・サービスブランド名で検索する

①画面上部のメニューバーより、
“認定事業者をさがす”をクリック

②画面左 検索メニューの入力欄に
探したい企業名またはサービスブランド名を**入力**

③”🔍検索する”ボタンを
クリック！

Memo

入力するワードは、企業名やサービスブランド名の一部分だけでも検索できます！

０３．（２）エリアから探す

①画面左 検索メニューの
“エリアから探す” をクリック

②表示された画面から探したいエリア（都道府県）を選択
（☑チェックを入れる）

③ “🔍選択した内容で検索する”
をクリック！

Memo

エリアとは、現実的に求人・求職者へサービスが提供できる都道府県のことです！

０３．（３）業界から探す

①画面左 検索メニューの
“業界から探す” をクリック

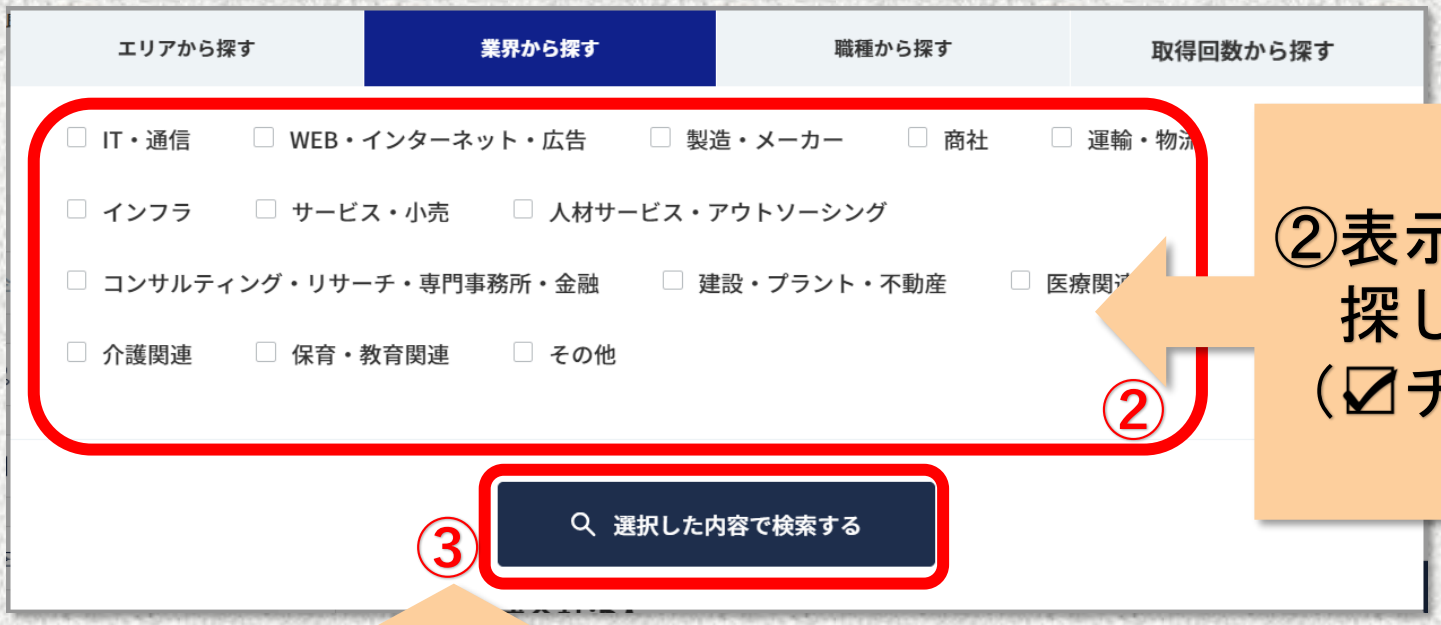

②表示された画面から
探したい業界を選択
（☑チェックを入れる）

③ “🔍選択した内容で検索する”
をクリック！

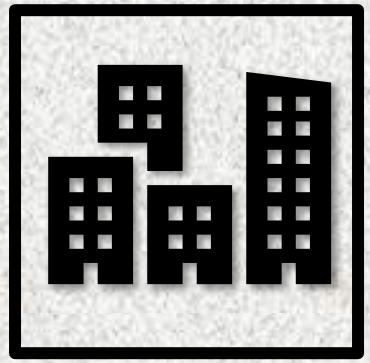

Memo

業界は複数選択が可能です！

０３．（４）職種から探す

①画面左 検索メニューの
“職種から探す” をクリック

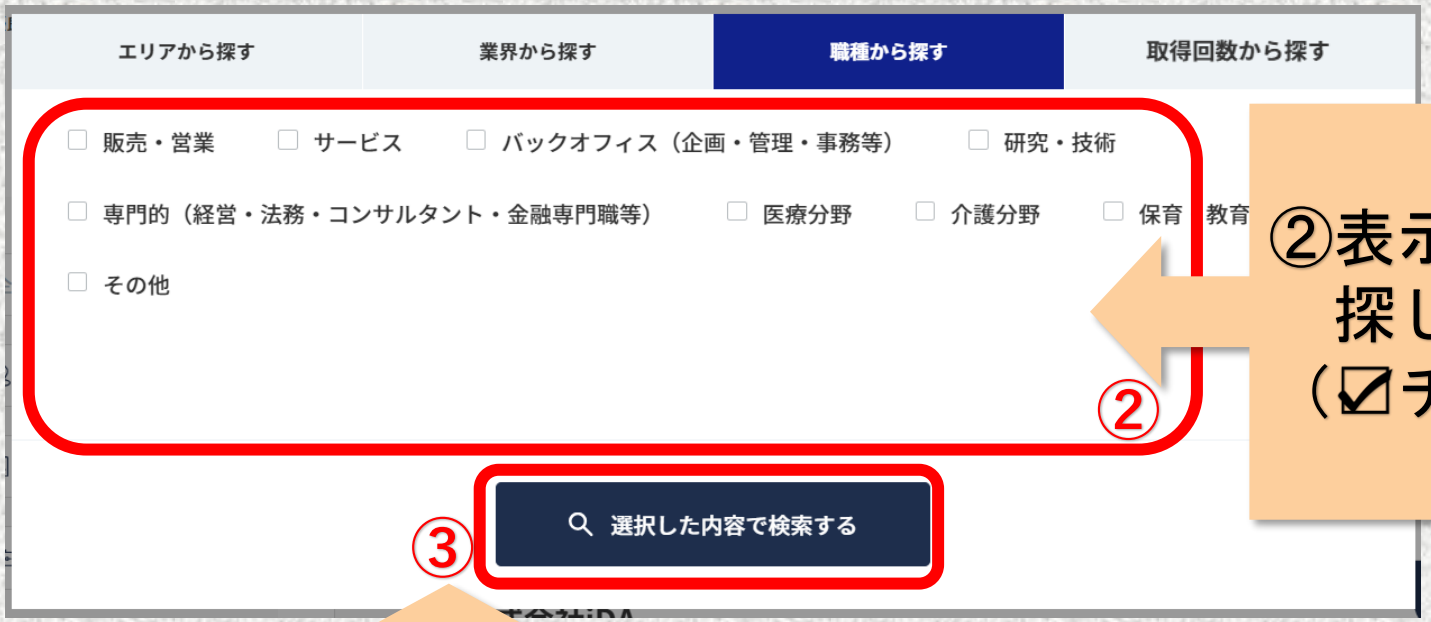

②表示された画面から
探したい職種を選択
（☑チェックを入れる）

③ “🔍選択した内容で検索する”
をクリック！

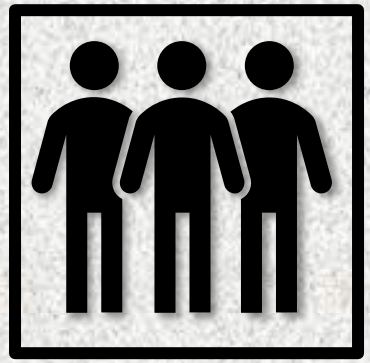

Memo

職種も複数選択が可能です！

０３．（５）↻取得回数から探す

①画面左 検索メニューの
“↻取得回数から探す” をクリック

②表示された画面から
取得回数を選択
（☑チェックを入れる）

③ “🔍選択した内容で検索する”
をクリック！

Memo

取得回数とは、認定制度を取得した回数です！多いほど長く認定されています。

０４．検索結果一覧ページの見方

該当事業者 17 件

検索条件にヒットした事業者数

現在の検索条件：
IT・通信・WEB・インターネット・広告・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県

現在の検索条件

●●●●株式会社

サービス名	●●エージェント
業界	IT・通信｜WEB・インターネット・広告
職種	研究・技術
対応エリア	北海道｜青森県｜岩手県｜宮城県｜秋田県｜山形県｜福島県｜茨城県｜栃木県｜群馬県｜埼玉県｜千葉県｜東京都｜神奈川県｜新潟県｜富山県｜石川県｜福井県｜山梨県｜長野県｜岐阜県｜静岡県｜愛知県｜三重県｜滋賀県｜京都府｜大阪府｜兵庫県｜奈良県｜和歌山県｜鳥取県｜島根県｜岡山県｜広島県｜山口県｜徳島県｜香川県｜愛媛県｜高知県｜福岡県｜佐賀県｜長崎県｜熊本県｜大分県｜宮崎県｜鹿児島県｜沖縄県

クリックすると認定事業者詳細ページへ移動します

０５．認定事業者詳細ページの見方（1/2）

●●●●●株式会社

TOP / 優良認定事業者をさがす / ●●●●●株式会社

企業名	●●●●●株式会社
認定番号	第2025012(03)号
認定日/有効期限	202●年9月30日　/　202●年3月31日
厚生労働省 人材サービス総合サイトURL/許可番号	https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/GreenId=GICB102ertyuhnk030&action=detail&detkey_Detail=13-%hjkpEo283%83%A6-070475%2C0+++++　/　12-ユ-123456
対応エリア	埼玉県｜千葉県｜東京都｜神奈川県

認定番号
（）内は認定の取得回数

対応エリア
サービス提供が可能な都道府県

０５．認定事業者詳細ページの見方（2/2）

対応エリア	埼玉県｜千葉県｜東京都｜神奈川県
対応業界	IT・通信｜WEB・インターネット・広告｜製造・メーカー｜商社｜運輸・物流｜サービス・小売｜人材サービス・アウトソーシング｜コンサルティング・リサーチ・専門事務所・金融｜建設・プラント・不動産｜保育・教育関連｜その他
対応職種	販売・営業｜サービス｜バックオフィス（企画・管理・事務等）｜研究・技術｜専門的（経営・法務・コンサルタント・金融専門職等）｜保育・教育分野｜その他
サービス名	●●エージェント http://●●●●●●●●.co.jp
手数料公表サイト	●●●●●株式会社 http://●●●●●●●●.co.jp/tesuuryoukouhyousaito
事業者コメント	当社は、●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●

対応業界・対応職種
サービスの提供が可能な業界と職種

手数料公表サイト
職業紹介サービスに関する手数料を公表しているWebサイトのURL

事業者コメント
求人者・求職者へ向けた
職業紹介事業に関するＰＲ

０６．一括問い合わせ機能の活用方法

職業紹介優良事業者認定制度の認定を取得している事業者の中から、
任意で選択した認定事業者へ、一括で各社サービスに関する問い合わせを行うことができる機能です

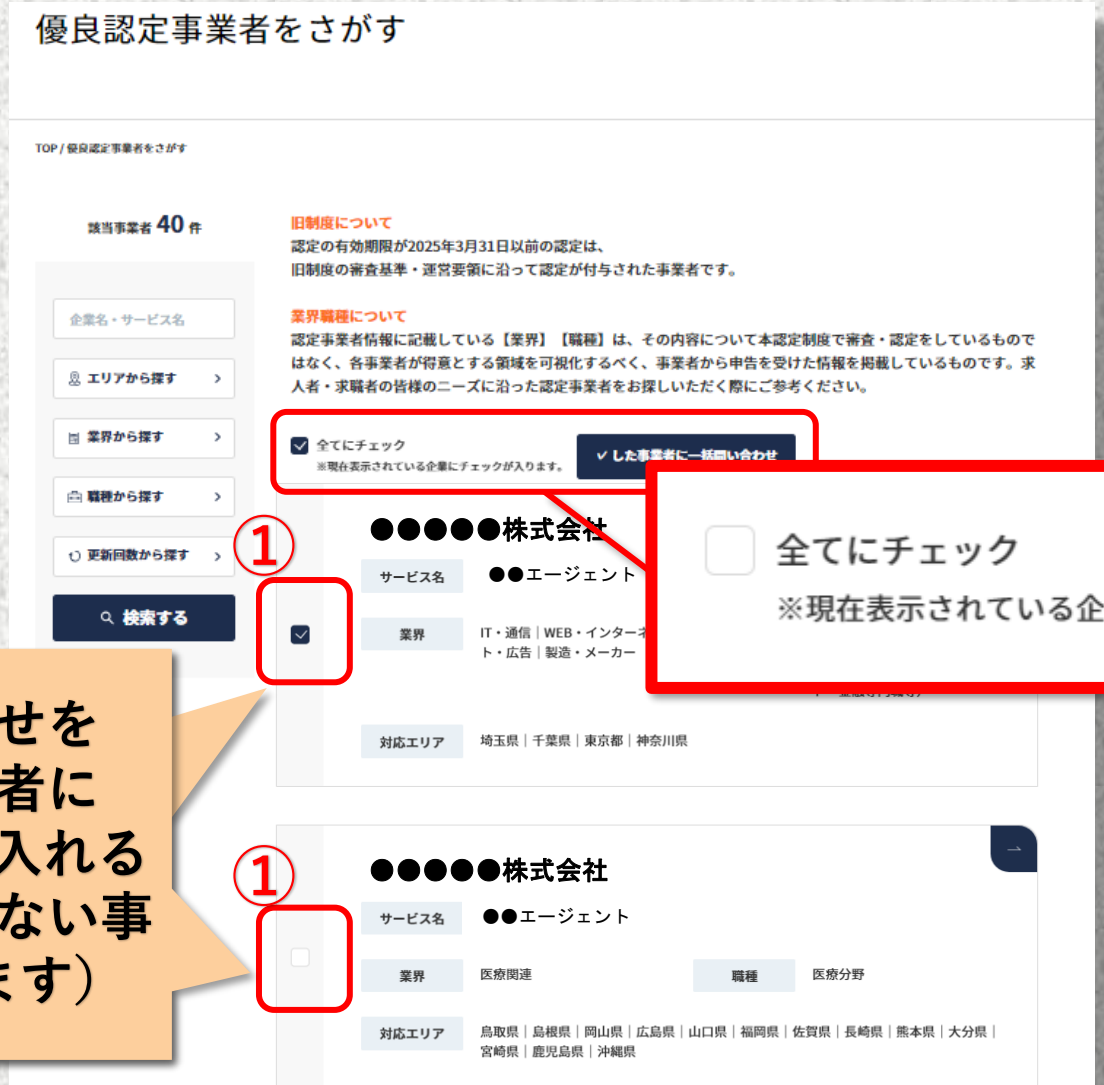

②“✓した事業者に一括問い合わせ”のボタンをクリック

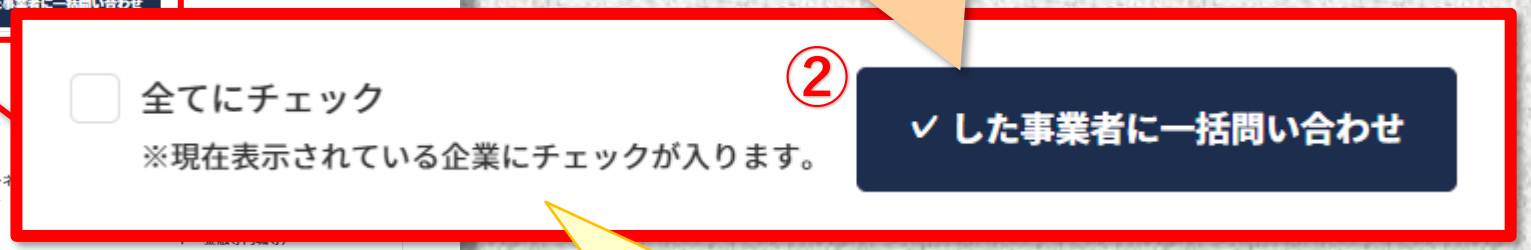

①問い合わせをしたい事業者に☑チェックを入れる（対応していない事業者もあります）

Memo

”全てにチェック“で
まとめてチェックも可能です！

０７．制度に関するお問い合わせ窓口

〇職業紹介優良事業者認定制度 Webページ

https://www.jesra.or.jp/yuryoshokai/

〇本認定制度に関するお問合せ窓口

https://www.jesra.or.jp/yuryoshokai/inquiry/

〇よくある質問｜職業紹介優良事業者認定制度

https://www.jesra.or.jp/yuryoshokai/faq/

〇受託事務局

一般社団法人 日本人材紹介事業協会